

J O Y パソコン連合会規約

(目的)

第1条 本会は、J O Y パソコンスクールフランチャイズシステムの終了に伴い、新たな組織として発足し、会員同士のコミュニケーションや、運営情報の共有というフランチャイズ時代の内容に加えて、新たな収益源の発掘、パソコンスクール運営を超えた将来のビジネス展開などを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 本会は、J O Y パソコン連合会（または、Union by J・O・Y）と称し、事務所を元 J O Y 本部（栃木県佐野市伊勢山町1440-1 2F）に置く。

(組織)

第3条 本会は、J O Y パソコンスクールフランチャイズ時代の本部である株式会社 J・O・Y の代表が会長兼事務として組織を運営する。

- 2 J O Y パソコンスクールフランチャイズシステム加盟会員は、正会員として組織運営の軸となり、総会員数が50名を超えた段階において、組織編成を行い会長、副会長、理事などの役職を決定するものとする。

(入会)

第4条 本会に新規に入会する場合は、予約システム及びテキスト利用に関する利用申込書を連合会ホームページのWEB申込フォームから送信しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請があった場合は、連合会のホームページで掲載、もしくは会員専用サイトにて報告するものとする。

(退会)

第5条 本会を退会する場合は、連合会ホームページのWEB退会フォームから、その旨を送信することで、翌月末をもって退会とする。

※翌月末までは会費の請求が発生するので御注意ください。

- 2 会長は、前項の届出があった場合は、連合会のホームページで掲載、もしくは会員専用サイトにて報告するものとする。
- 3 会費が引落不能の場合、通知した日にちに振込対応しない場合は、強制退会になるものとする。

(会費)

第6条 本会の会員は、予約システム使用料として、15,000円と、テキスト使用料として、5,000円の合計2万円（消費税別）を会費として引落対応にて納入しなければならない。

※利用しないとしても加盟する場合は、上記の費用が必要です。

(事業)

第7条 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互のパソコンスクール運営情報提供に関する事。
- (2) JOYパソコンスクール運営に関するノウハウ提供に関する事。
- (3) 会員への（会員からの）新ビジネスへの提供に関する事。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

2 本会は会員がパソコンスクール以外の収益を得られるように次の事業を行う。

- (1) 会員が作成したオリジナルテキストの有料コンテンツ販売。
- (2) 会員が作成したソフト等の商品や、その他の物を販売。
- (3) 会員が人材や物が不足して困っている場合のサポート事業。
- (4) 会員が人材育成するための研修サポート事業。
- (5) 会員が必要とするスキルや人材のマッチング事業。
- (6) その他、会員が収益を得られるような事業。

(役員)

第8条 本会の役員は、会員が50名を超えた段階において、総会を開き役員を選出する。それまでは、仮運営として全ての運営を株式会社J・O・Yに一任するものとする。

また、役員の選出方法なども、総会において決定する。

(組織の詳細)

第9条 本会の詳細は業務簡略化の為に省いているが、総会を開き役員を決定しだい、詳細を準備して連合会として成熟させるものとする。

(会計)

第10条 本会の会計は、株式会社J・O・Yの会計として処理される。ただし、会員数が50名を超えて組織として運営できるようになったら正式な連合会としての会計を計上し組織独自としての会計申告を行う。

(会の責務)

第11条 会の運営を一任している株式会社J・O・Yに対しては、責務を負う事は一切無く、予約システムの提供や、テキスト使用権利の管理等にて会費は全て株式会社J・O・Yの経費となる為、会費等の返却義務も発生しない。

2 会は、会員の運営に関しての責務は一切無く、会員同士のトラブルに関しても一切係わる事はないし、責任も無い。

(規約以外)

第12条 この規約以外の疑問が生じた場合は、一任されている株式会社J・O・Yと審議をすることができる。

審議の上、円満な解決ができるように心がける事。

また、審議を元に規約等の改変をする。

【附則】

この規約は、2020年4月1日から施行する。